

保護者の皆様へ（休所期間の延長について）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町立保育所におきましては、令和2年5月6日（水）まで、原則休所することとしておりますが、県内では引き続き感染者が徐々に増加していることや5月7日以降のことが不透明なことから、休所期間を、令和2年5月31日（日）まで延長することといたしましたので、ご理解の上、引き続き家庭での保育をお願いいたします。

また、社会機能の維持にかかわる仕事（医療業務従事者、警察等治安維持業務従事者、社会福祉業務従事者、生活インフラ（輸送含む。）従事者）の方や、特別な事情がありご家庭での保育が困難な方については、保育を実施いたしますので、在籍する保育所にご相談ください。

なお、休所期間につきましては、その後の感染状況を踏まえ、変更する場合もございます。

保護者の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年4月28日

清水町長

清水町教育委員会

※ 5月7日以降の登園状況を把握するため、登園申立書をしいの木保育園に取りに来ていただき、ご提出をお願いいたします。

令和2年4月28日

しいの木保育園

施設長 名倉義夫

電話 055-933-4123

FAX 055-933-4125